

○ 総務省令第十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二日

総務大臣 武田 良太

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(具備すべき電波等)

第十二条 デジタル選択呼出装置により通信を行う船舶局は、当該船舶局の区別に従い、次の表に掲げる電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。

〔表略〕

〔2～5 略〕

6 船舶地球局は、次の各号に掲げる船舶地球局の区別に従い、当該各号に定める電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。

一 国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局(以下「インマルサット人工衛星局」という。)の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局(以下「インマルサット船舶地球局」という。)

二 非静止衛星(対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同じ方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。))以外の人工衛星をいう。以下同じ。)に開設する人工衛星局の中継により海岸地球局と通信を行う船舶地球局

Q七W電波一、六一八・二五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数帯のうち総合通信局長が指示する電波

〔7～9 略〕

10 次の表の上欄に掲げる無線設備を備える船舶局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を受けることができるものでなければならない。

無線設備	電波の型式及び周波数
〔略〕	〔略〕
高機能グループ呼出受信機	G-D電波一、五三〇MHzから一、五四五MHzまで又はQ七W電波一、六一八・二五MHzから一、六二六・五MHzまで
〔略〕	〔略〕

〔11～13 略〕

(義務船舶局の無線設備の機器)

第二十八条 法第三十三条の規定により船舶及び航行区域の区分に応じて義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器は、次のとおりとする。ただし、当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。

一 A一海域(F二B電波一五六・五二五MHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。)

のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

〔(1)・(2) 略〕

(3) 船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

改正前

(具備すべき電波等)

第十二条 〔同上〕

〔表同上〕

〔2～5 同上〕

6 国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局(以下「インマルサット人工衛星局」という。))の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局(以下「インマルサット船舶地球局」という。))は、総務大臣が別に告示する電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。

〔7～9 同上〕

10 〔同上〕

無線設備	電波の型式及び周波数
〔同上〕	〔同上〕
インマルサット高機能グループ呼出受信機	G-D電波一、五三〇MHzから一、五四五MHzまで
〔同上〕	〔同上〕

〔11～13 同上〕

(義務船舶局の無線設備の機器)

第二十八条 〔同上〕

一 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 〔同上〕

〔一〕略

〔一〕高機能グループ呼出受信機（ナブテックス受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏として、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものを超えて航行する船舶の義務船舶局に限る。次号及び第三号において同じ。） 一台

〔(4) 略

二 A一海域及びA二海域（F一B電波二、一八七・五kHzによる遭難通信を行うことができる沿岸局の通信圏（A一海域を除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。）のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

〔(1)・(2) 略

(3) 船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

〔一〕略

〔一〕高機能グループ呼出受信機 一台

〔(4) 略

三 A一海域及び、A二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

〔(1)・(2) 略

(3) 船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

〔一〕略

〔一〕高機能グループ呼出受信機 一台

〔(4) 略

〔2〕6 略

7 第一項第三号の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶にインマルサット船舶地球局のインマルサットC型又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二二・三五kHzから一、六二六・五kHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、第一項第三号の(1)の〔一〕及び(4)の四の機器を備えることを要しない。ただし、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備を備えるものであつて、総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶の義務船舶局の場合は、この限りでない。

〔8 略

9 第一項の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶に高機能グループ呼出し受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備又は高機能グループ呼出し受信の機能を持つ第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二二・三五kHzから一、六二六・五kHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、高機能グループ呼出受信機を備えることを要しない。この場合において、当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二二・三五kHzから一、六二六・五kHzまでの周波数の電波を使用する無線設備は、第一項に規定する高機能グループ呼出受信機とみなして、義務船舶局における当該機器に係る規定を適用する。

〔一〕同上

〔一〕インマルサット高機能グループ呼出受信機（ナブテックス受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏として、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものを超えて航行する船舶の義務船舶局に限る。次号及び第三号において同じ。）

一台

〔(4) 同上

二 〔同上

〔(1)・(2) 同上

(3) 〔同上

〔一〕同上

〔一〕インマルサット高機能グループ呼出受信機 一台

〔(4) 同上

三 〔同上

〔(1)・(2) 同上

(3) 〔同上

〔一〕同上

〔一〕インマルサット高機能グループ呼出受信機 一台

〔(4) 同上

〔2〕6 同上

7 第一項第三号の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶にインマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備を備えるものは、同項の規定にかかわらず、同号の(1)の〔一〕及び(4)の四の機器を備えることを要しない。ただし、総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶の義務船舶局の場合は、この限りでない。

〔8 同上

9 第一項の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶にインマルサット高機能グループ呼出し受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備（当該インマルサット船舶地球局の無線設備による通常の通信を行う場合において、インマルサット高機能グループ呼出し受信の機能を同時に使用できるもの又はこれに相当するものとして総務大臣が別に告示するものに限る。）を備えるものは、同項の規定にかかわらず、インマルサット高機能グループ呼出受信機を備えることを要しない。この場合において、当該インマルサット船舶地球局の無線設備は、同項に規定するインマルサット高機能グループ呼出受信機とみなして、義務船舶局における当該機器に係る規定を適用する。

〔10 略〕

(義務船舶局等の無線設備の条件等)

第二十八条の二 法第三十四条本文の総務省令で定める船舶地球局は、前条第七項の規定により、同条第一項第三号の(1)の(㉒)及び(4)の四の機器を備えることを要しないこととした場合における当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち、六二一・三五㎒から一、六二六・五㎒までの周波数の電波を使用するもの及び第二十八条の五第三項の規定により、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち、六二一・三五㎒から一、六二六・五㎒までの周波数の電波を使用する無線設備を同条第一項の予備設備とした場合における当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち、六二一・三五㎒から一、六二六・五㎒までの周波数の電波を使用するものとする。

〔2 略〕

第二十八条の五 法第三十五条第一号の規定により備えなければならない予備設備は、次に掲げる無線設備の機器とする。

〔一〽三 略〕

〔2 略〕

3 第一項の予備設備は、同項の規定による機器を備えることが困難又は不合理である場合には、総務大臣が別に告示するところにより、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち、六二一・三五㎒から一、六二六・五㎒までの周波数の電波を使用する無線設備の機器その他の当該告示において定める機器とすることができる。

〔4〽7 略〕

第五節 無線従事者

(義務船舶局等の無線設備の操作)

第三十二条の十 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備は、次のとおりとする。ただし、航海の態様が特殊な船舶の無線設備その他総務大臣又は総合通信局長が特に認めるものについては、この限りでない。

〔一 略〕

一 前号の(1)から(3)までに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備(第二十八条の二第一項に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットC型のものに限る。)又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち、六二一・三五㎒から一、六二六・五㎒までの周波数の電波を使用する無線設備

(船舶局無線従事者証明の効力の継続)

第三十四条の十二 法第四十八条の三第一号の総務省令で定める無線局の無線設備は、次のとおりとする。

〔一 略〕

一 船舶地球局の無線設備

〔三 略〕

〔10 同上〕

(義務船舶局等の無線設備の条件等)

第二十八条の二 法第三十四条本文の総務省令で定める船舶地球局は、前条第七項の規定により、同条第一項第三号の(1)の(㉒)及び(4)の四の機器を備えることを要しないこととした場合における当該インマルサット船舶地球局及び第二十八条の五第三項の規定により、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備を同条第一項の予備設備とした場合における当該インマルサット船舶地球局とする。

〔2 同上〕

第二十八条の五 〔同上〕

〔一〽三 同上〕

〔2 同上〕

3 第一項の予備設備は、同項の規定による機器を備えることが困難又は不合理である場合には、総務大臣が別に告示するところにより、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備の機器その他の当該告示において定める機器とすることができる。

〔4〽7 同上〕

第五節 無線従事者

(義務船舶局等の無線設備の操作)

第三十二条の十 〔同上〕

〔一 同上〕

一 前号の(1)から(3)までに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備(第二十八条の二第一項に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットC型のものに限る。)

(船舶局無線従事者証明の効力の継続)

第三十四条の十二 〔同上〕

〔一 同上〕

一 インマルサット船舶地球局の無線設備

〔三 同上〕

第六節 目的外通信等

(遭難通信等)

第三十六条の二 法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

〔一 略〕

- 一 船舶地球局の無線設備を使用して、別図第二号に定める構成により行うもの
- 二 海岸地球局が高機能グループ呼出しによつて行うものであつて、別図第三号に定める構成によるもの

〔四く八 略〕

2 法第五十二条第二号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

〔一 略〕

- 一 船舶地球局の無線設備を使用して、別図第八号に定める構成により行うもの
- 二 海岸地球局が高機能グループ呼出しによつて行うものであつて、別図第九号に定める構成によるもの

3 法第五十二条第三号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

〔一 略〕

- 一 海岸地球局が高機能グループ呼出しによつて行うものであつて、別図第十一号に定める構成によるもの

〔二 略〕

別図第二号 (第36条の2第1項第2号関係)

〔1 略〕

〔削る〕

2 〔略〕

3 第12条第6項第2号に規定する船舶地球局の無線設備を使用するもの

ポートのバー ジョン	遭難の 種別	固定時 間	通報の 型式	遭難の 位置	通報に 係る事 項 (注 1)	識別表 示	遭難の 時間	信頼性 に関する 符号	誤り検 定符号
---------------	-----------	----------	-----------	-----------	-----------------------------	----------	-----------	-------------------	------------

注1 船舶の進路等をコード化したものであること。

別図第八号 (第36条の2第2項第2号関係)

第六節 目的外通信等

(遭難通信等)

第三十六条の二 〔同上〕

〔一 同上〕

- 一 インマルサット船舶地球局の無線設備を使用して、別図第二号に定める構成により行うもの
- 二 海岸地球局がインマルサット高機能グループ呼出しによつて行うものであつて、別図第三号に定める構成によるもの

〔四く八 同上〕

2 〔同上〕

〔一 同上〕

- 一 インマルサット船舶地球局の無線設備を使用して、別図第八号に定める構成により行うもの
- 二 海岸地球局がインマルサット高機能グループ呼出しによつて行うものであつて、別図第九号に定める構成によるもの

3 〔同上〕

〔一 同上〕

- 一 海岸地球局がインマルサット高機能グループ呼出しによつて行うものであつて、別図第十一号に定める構成によるもの

〔二 同上〕

別図第二号 (第36条の2第1項第2号関係)

〔1 同左〕

2 インマルサットM型を使用するもの

同期符号	呼出しの 種類 (注1)	自局の識 別表示	相手局の 識別表示	遭難の位 置 (注2)	通報の型 式 (注3)	誤り検 定符号
------	--------------------	-------------	--------------	-------------------	-------------------	------------

注1 「00100001」であること。

注2 空中線の仰角及び方位角をコード化したものであること。

注3 引き続き行う通報の型式等をコード化したものであること。

3 〔同左〕

〔新設〕

別図第八号 (第36条の2第2項第2号関係)

[削る]

1 [略]

2 第12条第6項第2号に規定する船舶地球局の無線設備を使用するもの

サービス コード (注1)	識別表示 (注2)	通信先の 値 (注3)	優先度コ ード (注4)	通報の本 文 (注5)	停止符号	誤り検定 符号
---------------------	--------------	-------------------	--------------------	-------------------	------	------------

注1 安全通報のクラスを内容とすること。

注2 海上移動業務別コードであること。

注3 救助調整本部のショートコードであること。

注4 緊急通信である旨を内容とすること。

注5 通報の内容を含むこと。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

1 インマルサットM型を使用するもの

同期符 号	呼出し の種類 (注 1)	自局の 識別表 示	相手局 の識別 表示	自局の 位置 (注 2)	通報の 優先度 (注 3)	自局の 位置 (注 4)	通報の 型式 (注 5)	誤り検 定符号
----------	------------------------	-----------------	------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------

注1 「11000001」であること。

注2 空中線の仰角の範囲をコード化したものであること。

注3 「01」であること。

注4 空中線の方位角の範囲をコード化したものであること。

注5 引き続いて行う通報の型式等をコード化したものであること。

2 [同左]

[新設]

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

各 出 處	改 正 前
<p>別表第二号第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第3のとおりとし、航空機に開設するものについては別表第二号第4の様式のとおりとし、宇宙物体に開設するものについては、別表第二号第5号のとおりとする。</p> <p>宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。</p> <p>アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。</p> <p>[1枚目～3枚目 略]</p> <p>[注1～20 略]</p> <p>21 21の欄は、次によること。</p> <p>[(1)～(13) 略]</p> <p>(14) 5G基地局（設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下この(14)において同じ。）にあつては、申請者が全国において初めて開設するものであるときは、免許の有効期間における5G基地局の導入計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。</p> <p>(15) ローカル5Gの無線局にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。 （記載例） 「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」</p> <p>(16) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。</p> <p>[22～24 略]</p>	<p>別表第二号第2 [同左]</p> <p>[1枚目～3枚目 同左]</p> <p>[注1～20 同左]</p> <p>21 [同左]</p> <p>[(1)～(13) 同左]</p> <p>(14) ローカル5Gの無線局にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。 （記載例） 「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」</p> <p>(15) 5G基地局（設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下この(14)において同じ。）にあつては、申請者が全国において初めて開設するものであるときは、免許の有効期間における5G基地局の導入計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。</p> <p>(16) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。</p> <p>[22～24 同左]</p>
<p>別表第二号第3 船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の</p>	<p>別表第二号第3 [同左]</p>

無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。

[1枚目～3枚目 略]

[1枚目～3枚目 同左]

4 枚目

長	30 無線局の区別	
	31 電気通信業務の取扱範囲	<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国際
	32 航行する海域コード	
	33 航行区域又は従業制限コード	
	34 船舶番号又は漁船登録番号	
	35 信号符字	
	36 加入海岸局	正加入 準加入
	37 施行規則第28条第2項の無線設備等	局種コード 無線設備の名称 コード { }
	38 施行規則第28条第3項の無線設備等	局種コード 無線設備の名称
	39 施行規則第28条第6項の無線設備等	局種コード 無線設備の名称
辺	40 (1) 電波法第33条の規定により備えなければならない受信機等	<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機〔英文(518kHz)〕 <input type="checkbox"/> ナブテックス受信機〔和文(424kHz)〕 <input type="checkbox"/> 高機能グループ呼出受信機 <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機〔超短波帯〕 <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機〔中短波帯〕 <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機〔中短波帯及び短波帯〕 <input type="checkbox"/> 無線航法装置 <input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 <input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 <input type="checkbox"/> 船舶地球局の無線設備 無線設備の名称 { } 識別信号 { } 免許の番号 { }
	40 (2) 電波法第35条の措置	<input type="checkbox"/> 電波法第35条第1号の措置 <input type="checkbox"/> 超短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 <input type="checkbox"/> 船舶地球局の無線設備を予備設備とする場合 無線設備の名称 { } 識別信号 { } 免許の番号 { } <input type="checkbox"/> その他(他の無線設備の機器を予備装置とするときはその機器) { } <input type="checkbox"/> 電波法第35条第2号の措置 (<input type="checkbox"/> 他の者への委託) <input type="checkbox"/> 電波法第35条第3号の措置
41 備考		

短 辺 (日本産業規格A列4番)

4 枚目

長	30 無線局の区別	
	31 電気通信業務の取扱範囲	<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国際
	32 航行する海域コード	
	33 航行区域又は従業制限コード	
	34 船舶番号又は漁船登録番号	
	35 信号符字	
	36 加入海岸局	正加入 準加入
	37 施行規則第28条第2項の無線設備等	局種コード 無線設備の名称 コード { }
	38 施行規則第28条第3項の無線設備等	局種コード 無線設備の名称
	39 施行規則第28条第6項の無線設備等	局種コード 無線設備の名称
辺	40 (1) 電波法第33条の規定により備えなければならない受信機等	<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機〔英文(518kHz)〕 <input type="checkbox"/> ナブテックス受信機〔和文(424kHz)〕 <input type="checkbox"/> インマルサット高機能グループ呼出受信機 <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機〔超短波帯〕 <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機〔中短波帯〕 <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機〔中短波帯及び短波帯〕 <input type="checkbox"/> 無線航法装置 <input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 <input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 <input type="checkbox"/> インマルサット船舶地球局の無線設備 型名 { } 識別信号 { } 免許の番号 { }
	40 (2) 電波法第35条の措置	<input type="checkbox"/> 電波法第35条第1号の措置 <input type="checkbox"/> 超短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 <input type="checkbox"/> インマルサット船舶地球局の無線設備を予備設備とする場合 場合 型名 { } 識別信号 { } 免許の番号 { } <input type="checkbox"/> その他(他の無線設備の機器を予備装置とするときはその機器) { } <input type="checkbox"/> 電波法第35条第2号の措置 (<input type="checkbox"/> 他の者への委託) <input type="checkbox"/> 電波法第35条第3号の措置
41 備考		

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1～35 略]

36 40の欄は、義務船舶局等に限り記載することとし、次によること。

- (1) (1)の欄は、該当する□にレ印を付け、同欄の [] には該当する事項を記載すること。
この場合における船舶地球局の無線設備は施行規則第28条の2第1項のインマルサット船舶地球局又は施行規則第12条第6項第2号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用するものに限るとし、高機能グループ呼出受信機は施行規則第28条第9項の高機能グループ呼出し受信の機能を持つ船舶地球局の無線設備を含むものとする。

[(2)・(3) 略]

[37～40 略]

別表第二号の二第5 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

[1枚目～9枚目 略]

[注1～22 略]

23 [略]

[(1)～(3) 略]

- (4) ブロッキングチャートについては、空中線（高機能グループ呼出受信機用に限る。）の中心から見通した場合における船上の回線障害物の設置状況を記載すること。ただし、次の義務設備に限り添付すること。

ア 施行規則第28条第7項、第8項及び第10項の規定により、短波帯の無線設備の機器の代わりに備える船舶地球局の無線設備

イ 施行規則第28条の5第3項の規定により、予備設備として備える船舶地球局の無線設備

[注1～35 同左]

36 [同左]

- (1) (1)の欄は、該当する□にレ印を付け、同欄の [] には該当する事項を記載すること。
この場合におけるインマルサット船舶地球局の無線設備は施行規則第28条の2第1項のインマルサット船舶地球局のものに限るとし、インマルサット高機能グループ呼出受信機は施行規則第28条第9項のインマルサット高機能グループ呼出受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備を含むものとする。

[(2)・(3) 同左]

[37～40 同左]

別表第二号の二第5 [同左]

[1枚目～9枚目 同左]

[注1～22 同左]

23 [同左]

[(1)～(3) 同左]

- (4) ブロッキングチャートについては、空中線（インマルサット高機能グループ呼出受信機用に限る。）の中心から見通した場合における船上の回線障害物の設置状況を記載すること。ただし、次の義務設備に限り添付すること。

ア 施行規則第28条第7項、第8項及び第10項の規定により、短波帯の無線設備の機器の代わりに備えるインマルサット船舶地球局の無線設備

イ 施行規則第28条の5第3項の規定により、予備設備として備えるインマルサット船舶地球局の無線設備

ウ 施行規則第28条第9項に規定される高機能グループ呼出し受信の機能を持つ船舶地球局の無線設備

[24～41 略]

別表第二号の二第6 船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[1枚目 略]

ウ 施行規則第28条第9項に規定されるインマルサット高機能グループ呼出受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備

[24～41 同左]

別表第二号の二第6 [同左]

[1枚目 同左]

2枚目

長

短

13 無線局の区別		台数	検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	製造番号	補足事項
14 特殊な設備	機器の種類				
	<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (超短波帯) [DSR]				
	<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (中短波帯) [DSR]				
	<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (中短波帯及び短波帯) [DSR]				
	<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (英文) [NRI]				
	<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (和文) [NRN]				
	<input type="checkbox"/> インマルサット高機能グループ呼出受信機 [EGC]				
	<input type="checkbox"/> 1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を受信する高機能グループ呼出受信機 [EGI]				
	<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 (施行規則第28条第5項に規定するものを除く。) [LP]				
	<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 (施行規則第28条第5項に規定するもの) [LP]				
	<input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話 [SAW]				
	<input type="checkbox"/> 船上通信設備 [FMB]				
	<input type="checkbox"/> レーダー [R]				
	<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]				
	<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]				
	<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [ATL]				
	<input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [VDR]				
	<input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置 [VDE]				
	<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 [ADF]				
	<input type="checkbox"/> 周波数測定装置 [W]				
<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 [LRN]					
<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 [GPS]					
<input type="checkbox"/> ファクシミリ受信機 [F]					
<input type="checkbox"/> その他 ()					

短

辺

(日本産業規格A列4番)

2枚目

長

短

13 無線局の区別		台数	検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	製造番号	補足事項
14 特殊な設備	機器の種類				
	<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (超短波帯) [DSR]				
	<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (中短波帯) [DSR]				
	<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (中短波帯及び短波帯) [DSR]				
	<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (英文) [NRI]				
	<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (和文) [NRN]				
	<input type="checkbox"/> インマルサット高機能グループ呼出受信機 [EGC]				
	[新設]				
	<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 (施行規則第28条第5項に規定するものを除く。) [LP]				
	<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 (施行規則第28条第5項に規定するもの) [LP]				
	<input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話 [SAW]				
	<input type="checkbox"/> 船上通信設備 [FMB]				
	<input type="checkbox"/> レーダー [R]				
	<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]				
	<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]				
	<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [ATL]				
	<input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [VDR]				
	<input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置 [VDE]				
	<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 [ADF]				
	<input type="checkbox"/> 周波数測定装置 [W]				
<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 [LRN]					
<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 [GPS]					
<input type="checkbox"/> ファクシミリ受信機 [F]					
<input type="checkbox"/> その他 ()					

短

辺

(日本産業規格A列4番)

[3枚目・4枚目 略]

[注1～17 略]

18 [略]

[(1)～(3) 略]

(4) ブロッキングチャートは、空中線（高機能グループ呼出受信機用に限る。）の中心から見通した場合における船上の回線障害物の設置状況を記載すること。

[19～24 略]

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[1枚目～5枚目 略]

[注1～16 略]

17 16の欄は、次によること。

[(1)～(7) 略]

(8) 5G基地局（設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下この(8)において同じ。）にあつては、申請者が全国において初めて開設するものであるときは、免許の有効期間における5G基地局の導入計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。

(9) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

[18～29 略]

無線 局 事 項 書 [] の 記 載 規 則 等 関 連 事 項

[3枚目・4枚目 同左]

[注1～17 同左]

18 [同左]

[(1)～(3) 同左]

(4) ブロッキングチャートは、空中線（インマルサット高機能グループ呼出受信機用に限る。）の中心から見通した場合における船上の回線障害物の設置状況を記載すること。

[19～24 同左]

別表第二号の四 [同左]

[1枚目～5枚目 同左]

[注1～16 同左]

17 16の欄は、次によること。

[(1)～(7) 同左]

(8) 5G基地局（設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下この(7)において同じ。）にあつては、申請者が全国において初めて開設するものであるときは、免許の有効期間における5G基地局の導入計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。

(8) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

[18～29 同左]

(無線局運用規則の一部改正)

第三条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(義務船舶局等の無線設備の機能試験)</p> <p>第六条 義務船舶局の無線設備(デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。)は、その船舶の航行中毎日一回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておかなければならない。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 高機能グループ呼出受信機(施行規則第二十八条第九項に規定する船舶地球局の無線設備を含む。以下同じ。)を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日一回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確認しておかなければならない。</p> <p>(聴守電波等)</p> <p>第四十二条 法第六十五条本文の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>三 船舶局については、次に掲げるもの</p> <p>[1・2] 略</p> <p>(3) 法第三十二条の規定により高機能グループ呼出受信機を備える船舶局</p> <p>四 海岸局については、F三E電波一五六・八MHzの指定を受けているもの</p> <p>第四十三条 法第六十五条の総務省令で定める時間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>[一～三 略]</p> <p>四 G-D電波一、五三〇kHzから一、五四五kHzまでの五kHz間隔又はQ七W電波一、六二二・三九五kHzから一、六二六・五MHzまでの四一・六六七kHz間隔の周波数のうち、高機能グループ呼出しの回線設定を行うための周波数の聴守については、常時</p> <p>第四十三条の二 法第六十五条の表の一の項の総務省令で定める周波数は、次の各号に掲げる周波数のうち当該無線局が指定を受けているものとする。</p> <p>[一～四 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>[3 略]</p> <p>[一 略]</p> <p>一 第四十二条第三号の(3)の船舶局にあつては、G-D電波一、五三〇kHzから一、五四五kHzまでの五kHz間隔又はQ七W電波一、六二二・三九五kHzから一、六二五・九七九・六七MHzまでの四一・六六七kHz間隔の周波数のうち、高機能グループ呼出しの回線設定を行うための周波数</p> <p>[4 略]</p> <p>第四十四条の二 第四十二条第三号の(1)に該当する船舶局は、法第六十五条の規定によるほか、特定海域及び特定港の区域以外の海域を航行中においても、できる限り常時、F三E電波一五六・八MHzを聴守するものとする。</p> <p>2 次の表の上欄に掲げる船舶局は、同表の中欄に掲げる時間中、同表の下欄に掲げる周波数で</p>	<p>(義務船舶局等の無線設備の機能試験)</p> <p>第六条 [同上]</p> <p>[2・3 同上]</p> <p>4 インマルサット高機能グループ呼出受信機(施行規則第二十八条第九項に規定するインマルサット船舶地球局の無線設備を含む。以下同じ。)を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日一回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確認しておかなければならない。</p> <p>(聴守電波等)</p> <p>第四十二条 [同上]</p> <p>[一・二 同上]</p> <p>三 船舶局については、次に掲げるもの</p> <p>[1・2] 同上</p> <p>(3) 法第三十二条の規定によりインマルサット高機能グループ呼出受信機を備える船舶局</p> <p>四 海岸局については、F三E電波一五六・八MHzの指定を受けているもの</p> <p>第四十三条 [同上]</p> <p>[一～三 同上]</p> <p>四 G-D電波一、五三〇kHzから一、五四五kHzまでの五kHz間隔の周波数のうち、インマルサット高機能グループ呼出しの回線設定を行うための周波数の聴守については、常時</p> <p>第四十三条の二 [同上]</p> <p>[一～四 同上]</p> <p>[2 同上]</p> <p>[3 同上]</p> <p>[一 同上]</p> <p>一 第四十二条第三号の(3)の船舶局にあつては、G-D電波一、五三〇kHzから一、五四五kHzまでの五kHz間隔の周波数のうち、インマルサット高機能グループ呼出しの回線設定を行うための周波数</p> <p>[4 同上]</p> <p>第四十四条の二 [同上]</p> <p>2 [同上]</p>

きる限り遵守するものとする。

船舶局	時間	周波数
[略]	[略]	[略]
四 高機能グループ呼出受信機を備える船舶局（第四十二条第三号の③に該当するものを除く。）	[略]	G-D電波一、五三〇 MHz から一、五四五 MHz までの五 kHz 間隔又は Q七W電波一、六二一・三九五八三三 MHz から一、六二五・九七九一六七 MHz までの四一・六六七 kHz 間隔のうち、高機能グループ呼出しの回線設定を行うための周波数

[3・4 略]

(遭難信号の前置)

第八十二条の三 遭難している船舶又は航空機の捜索及び救助に関する通信においては、施行規則第三十六条の二第二項に定める方法により行うもの並びに第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条第九項（第八十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十二条第二項に規定するものを除き、次に掲げる遭難信号を前置しなければならない。

- 一 狭帯域直接印刷電信装置及びインマルサット人工衛星局又は一、六二一・三五 MHz から一、六一六・五 MHz までの周波数の電波を使用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継による直接印刷電信装置により送信する「MAYDAY」

[二 略]

(航空局等の聴守電波)

第四百四十六条 法第七十条の四の規定による航空局の聴守電波の型式は、A三E又はJ三Eとし、その周波数は、別に告示する。

[2と4 略]

- 5 法第七十条の四の規定による航空機地球局の聴守電波の型式は、G-D、G七D、G七W、D七W又はQ七Wとし、その周波数は、別に告示する。

備考 表中「」の記載は注記である。

船舶局	時間	周波数
[同上]	[同上]	[同上]
四 インマルサット高機能グループ呼出受信機を備える船舶局（第四十二条第三号の③に該当するものを除く。）	[同上]	G-D電波一、五三〇 MHz から一、五四五 MHz までの五 kHz 間隔のうち、インマルサット高機能グループ呼出しの回線設定を行うための周波数

[3・4 同上]

(遭難信号の前置)

第八十二条の三 [同上]

- 一 狭帯域直接印刷電信装置及びインマルサット人工衛星局の中継による直接印刷電信装置により送信する「MAYDAY」

[二 同上]

(航空局等の聴守電波)

第四百四十六条 [同上]

[2と4 同上]

- 5 法第七十条の四の規定による航空機地球局の聴守電波の型式は、G-D、G七D、G七W又はD七Wとし、その周波数は、別に告示する。

(無線設備規則の一部改正)

第四条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>【第一章く第三章 略】</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別により無線設備の条件</p> <p>【第一節く第二節の十三 略】</p> <p>第三節 船舶局及び海岸局並びに船舶地球局等の無線設備（第三十七条の二十八―第四十五条の三の七）</p> <p>【第三節の二く第九節 略】</p> <p>【第五章 略】</p> <p>附則</p> <p>（副次的に発する電波等の限度）</p> <p>第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四十ワット以下でなければならない。</p> <p>【2く8 略】</p> <p>9 船舶地球局、航空機地球局及び携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局（いずれも一、六二八・二五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。）の受信装置については、第二項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p> <p>【10く32 略】</p> <p>第三節 船舶局及び海岸局並びに船舶地球局等の無線設備</p> <p>（義務船舶局等の無線設備の条件）</p> <p>第三十八条 法第三十三条の規定により義務船舶局（法第十三条第二項の船舶局をいう。以下同じ。）に備える無線設備の空中線は、通常起こり得る船舶の振動又は衝撃により破断しないように十分な強度を持つものでなければならない。</p> <p>【2 略】</p> <p>3 施行規則第二十八条の二第二項のインマルサット船舶地球局及び法第三十三条の規定により義務船舶局に備えるインマルサット高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、次の条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。</p> <p>【一・二 略】</p> <p>4 施行規則第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち、一、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの及び法第三十三条の規定により義務船舶局に備える一、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでを受信する高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、総務大臣が別に告示する条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。</p> <p>第三十八条の三 旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶の義務船舶局等には、次の各号に掲げる設備を同時に六時間以上（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条の規定に基づく命令による非常電源を備えるものについては、一時間以上）連続して動作させるための電力を供給する</p>	<p>目次</p> <p>【第一章く第三章 同上】</p> <p>第四章 【同上】</p> <p>【第二節く第二節の十三 同上】</p> <p>第三節 船舶局及び海岸局並びにインマルサット船舶地球局等の無線設備（第三十七条の二十八―第四十五条の三の七）</p> <p>【第三節の二く第九節 同上】</p> <p>【第五章 同上】</p> <p>附則</p> <p>（副次的に発する電波等の限度）</p> <p>第二十四条 【同上】</p> <p>【2く8 同上】</p> <p>9 一、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p> <p>【10く32 同上】</p> <p>第三節 船舶局及び海岸局並びにインマルサット船舶地球局等の無線設備</p> <p>（義務船舶局等の無線設備の条件）</p> <p>第三十八条 【同上】</p> <p>【2 同上】</p> <p>3 施行規則第二十八条の二第二項の船舶地球局及び法第三十三条の規定により義務船舶局に備えるインマルサット高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、次の条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。</p> <p>【一・二 同上】</p> <p>【新設】</p> <p>第三十八条の三 【同上】</p>

ことができる補助電源を備えなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する義務船舶局等については、この限りでない。

〔一 略〕

二 次に掲げる無線設備のいずれかのもの

〔イ・ロ 略〕

ハ 船舶地球局の無線設備（施行規則第二十八条の二第一項の船舶地球局のものに限る。）

〔三 略〕

（船舶地球局等の無線設備の条件）

第四十条の四 船舶地球局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一〜六 略〕

〔2・3 略〕

4 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により海岸地球局と通信を行う船舶地球局の無線設備であつて、一、六一八・二五㎐から、六二六・五㎐までの周波数の電波を使用するものは、

第二項第一号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、複信方式であること。

二 船舶地球局が使用する周波数は、海岸地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。

三 送信又は受信する電波の偏波は右旋円偏波であること。

四 前二号に定めるもののほか、総務大臣が別に告示する技術条件に適合すること。

5 高機能グループ呼出受信機は、第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一〜三 略〕

四 第二項第二号に掲げる条件（インマルサット高機能グループ呼出受信機に限る。）

五 第一号から第三号までに定めるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

〔略〕

6 〔略〕

第四十五条の二十二 航空機地球局の無線設備であつて、一、六一八・二五㎐を超え一、六二

六・五㎐以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、複信方式であること。

ロ 航空機地球局が通信のために使用する周波数は、航空地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。

二 送信又は受信する電波の偏波は右旋円偏波であること。

三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

〔一 同上〕

二 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ インマルサット船舶地球局の無線設備（施行規則第二十八条の二第一項の船舶地球局のものに限る。）

〔三 同上〕

（インマルサット船舶地球局等の無線設備の条件）

第四十条の四 インマルサット船舶地球局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一〜六 同上〕

〔2・3 同上〕

〔新設〕

4 インマルサット高機能グループ呼出受信機は、第二項各号（第二号及び第三号を除く。）及び

第三項第三号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一〜三 同上〕

〔新設〕

四 前三号に定めるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

5 〔同上〕

〔新設〕

別表第一号（第5条関係）

[表 略]

[注1～39 略]

40 航空機地球局の送信設備に使用する電波の周波数許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、自動周波数補正機能による変化分を除き次のとおりとする。

[(1)～(4) 略]

(5) 1,618.25MHzを超え1,626.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの 30(10⁻⁶)

[41・42 略]

43 1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する船舶地球局の無線設備又は1,618.25MHzから1,626.5MHzまで若しくは2,655MHzから2,690MHzまでの電波を使用する携帯移動地球局の無線設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する船舶地球局及び1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備 30(10⁻⁶)

(2) 2,655MHzから2,690MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備 1(10⁻⁶)

[44～57 略]

別表第二号（第6条関係）

[第1～第39 略]

第40 1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する船舶地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

[第41～第75 略]

別表第一号（第5条関係）

[表 同左]

[注1～39 同左]

40 [同左]

[(1)～(4) 同左]

[新設]

[41・42 同左]

43 1,618.25MHzから1,626.5MHzまで又は2,655MHzから2,690MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備 30(10⁻⁶)

(2) 2,655MHzから2,690MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備 1(10⁻⁶)

[44～57 同左]

別表第二号（第6条関係）

[第1～第39 同左]

第40 1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

[第41～第75 同左]

備考 表中の [] の記載及び本表規定の11番傍線を付した懸記部分を除く全体に付した傍線は対記である。

(無線機器型式検定規則の一部改正)

第五条 無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

各 出 機

別表第一号 機器の構造及び性能条件（第2条関係）

機種	条件
[略]	[略]
高機能グループ呼出受信機の機器	1 インマルサット高機能グループ呼出受信機 (1) 設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 (2) 設備規則第40条の4第1項第1号及び第5号の条件に適合するものであること。 (3) 設備規則第40条の4第2項第2号の条件に適合するものであること。 (4) 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。 2 1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を受信する高機能グループ呼出受信機 (1) 設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 (2) 設備規則第40条の4第1項各号（第4号及び第6号を除く。）の条件に適合するものであること。 (3) 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
[略]	[略]
船舶地球局の無線設備の機器	1 インマルサットC型の無線設備（設備規則第40条の4第2項のインマルサットC型の無線設備をいう。以下同じ。） (1) 設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 (2) 設備規則第40条の4第1項各号（第4号及び第6号を除く。）の条件に適合するものであること。 (3) 設備規則第40条の4第2項第1号から第3号までの条件に適合するものであること。 (4) 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。 2 1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備 (1) 設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 (2) 設備規則第40条の4第1項各号（第4号及び第6号を除く。）の条件に適合するものであること。 (3) 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
[略]	[略]

各 出 機

別表第一号 機器の構造及び性能条件（第2条関係）

機種	条件
[同左]	[同左]
インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器	1 設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 2 設備規則第40条の4第1項第1号及び第5号の条件に適合するものであること。 3 設備規則第40条の4第2項第2号の条件に適合するものであること。 4 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
[同左]	[同左]
インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットC型の無線設備（設備規則第40条の4第2項のインマルサットC型の無線設備をいう。以下同じ。） (1) 設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 (2) 設備規則第40条の4第1項各号（第4号及び第6号を除く。）の条件に適合するものであること。 (3) 設備規則第40条の4第2項第1号から第3号までの条件に適合するものであること。 (4) 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
[同左]	[同左]

別表第二号 機器（航空機に施設する無線設備の機器を除く。）の機械的及び電氣的条件（第2条関係）

機種		試験方法		条件
[略]				
高機能グループ呼出受信機の機器		[略]	[略]	[略]
[略]				
船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットC型の無線設備及び1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備	[略]	[略]	<p>[1 略]</p> <p>2 始動後十分安定した状態において、次の電氣的条件を満たすこと。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 受信装置</p> <p>ア インマルサットC型の無線設備は、設備規則第40条の4第2項第2号の条件に適合すること。</p> <p>[イ 略]</p>
[略]				

別表第七号 機器の型式表示に係る指定項目（第8条関係）

項目	機種	用途	使用する環境	合格者	方式	周波数	送信受信の別	電力	電波の型式	チャンネル	角度	番号
区分												
[略]												
高機能グループ呼出受信機の機器	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]												

別表第二号 機器（航空機に施設する無線設備の機器を除く。）の機械的及び電氣的条件（第2条関係）

機種		試験方法		条件
[同左]				
インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器		[同左]	[同左]	[同左]
[同左]				
インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットC型の無線設備	[同左]	[同左]	<p>[1 同左]</p> <p>2 始動後十分安定した状態において、次の電氣的条件を満たすこと。</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 受信装置</p> <p>ア 設備規則第40条の4第2項第2号の条件に適合すること。</p> <p>[イ 同左]</p>
[同左]				

別表第七号 機器の型式表示に係る指定項目（第8条関係）

項目	機種	用途	使用する環境	合格者	方式	周波数	送信受信の別	電力	電波の型式	チャンネル	角度	番号
区分												
[同左]												
インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]												

船舶地球局の無線設備の機器	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]													

別表第八号 機器の型式に関する記号 (第8条関係)

区分	内容		記号
1 機種	[略]		[略]
	高機能グループ呼出受信機の機器	インマルサット高機能グループ呼出受信機	E G C
		1,621.35MHz から 1,626.5MHz までの周波数の電波を受信する高機能グループ呼出受信機	E G I
	デジタル選択呼出専用受信機の機器	[略]	[略]
	ナブテックス受信機の機器	[略]	[略]
	船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットC型	E C
		1,621.35MHz から 1,626.5MHz までの周波数の電波を使用する船舶地球局	E I
[略]	[略]	[略]	
2 用途	[略]	[略]	[略]
3 使用する環境	[略]	[略]	[略]
	船舶地球局の無線設備の機器	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]													

別表第八号 機器の型式に関する記号 (第8条関係)

区分	内容		記号
1 機種	[同左]		[同左]
	インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器		E G
	デジタル選択呼出専用受信機の機器	[同左]	[同左]
	ナブテックス受信機の機器	[同左]	[同左]
	インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットC型	E C
		[新設]	[新設]
[同左]	[同左]	[同左]	
2 用途	[同左]	[同左]	[同左]
3 使用する環境	[同左]	[同左]	[同左]
	インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]	[同左]

[略]			
5 方式	[略]	[略]	[略]
6 周波数	[略]	[略]	[略]
	船舶地球局の無線設備の機器		[略]
	[略]	[略]	[略]
[略]			

[同左]			
5 方式	[同左]	[同左]	[同左]
6 周波数	[同左]	[同左]	[同左]
	インマルサット船舶地球局の無線設備の機器		[同左]
	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]			

備考 表中 [] の記載は注記せよ。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。